

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税関係

(1) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。

(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、適用停止期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

(3) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を三年延長することとした。

2 法人県民税関係

外国公益法人等を公益社団法人又は公益財団法人とみなして収益事業課税とする等の特例措置を廃止することとした。

3 不動産取得税関係

(1) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後六月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。

(2) 農地保有合理化法人等が取得する土地に係る納税義務の免除措置について、対象から、農地保有合理化法人が取得する土地を除き、農地中間管理事業の推進に関する法律に規定する農地中間管理機構が取得する土地を追加することとした。

(3) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。

(4) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。

(5) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新

築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。

4 自動車取得税関係

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、県が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして車両の購入に係る補助を行う路線の運行の用に供する一般乗合用のバスの取得に係る課税を免除する特例措置について、その適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 自家用の自動車で軽自動車以外のものの取得に対して課する税率を百分の三（現行百分の五）とし、営業用の自動車及び軽自動車の取得に対して課する税率を百分の二（現行百分の三）とすることとした。

(3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に四分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を百分の二十とすることとした。

(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に二分の一を乗じて得た率とする特例措置について、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に乘じる割合を百分の四十とすることとした。

(5) 対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置について、その適用期限を平成二十八年三月三十一日まで延長することとした。

5 自動車税関係

対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車に対する自動車税について、それぞれ次に定める年度分の自動車税に係る徴収金の納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講ずることとした。

(1) 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの期間 平成二十六年度分

(2) 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの期間 平成二十六年度分及び平成二十七年度分

(3) 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間 平成二十七年度分及び平成二十八年度分

6 鉾区税関係

鉾業法の規定により特定区域における試掘権のみなし存続期間に試掘することができる者を、鉾区税の納税義務者である鉾業権者の範囲に含めることとした。

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日等

(1) 平成二十六年四月一日から施行することとした。

(2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

1 条文の整備

租税特別措置法の改正に伴い、同法の条項を引用する条文の整備を行うこととした。

2 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。

◇産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 不動産取得税及び固定資産税の課税免除

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性に関する法律に規定する同意集積区域内における不動産取得税及び固定資産税の課税免除の対象となる計画の同意の期限を平成二十八年三月三十一日まで二年延長することとした。

2 施行期日

平成二十六年四月一日から施行することとした。